

広島県選挙管理委員会告示第六十五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、参議院広島県選出議員の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定めた。

なお、令和四年広島県選挙管理委員会告示第九十一号（参議院広島県選出議員の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数）は、廃止する。

令和七年八月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者	回数	基幹放送事業者	回数
株式会社中国放送	一	株式会社中国放送	一
株式会社テレビ新広島	一		
広島テレビ放送株式会社	一		